

1
第1 設問1について

2
1 小問(1)について

3
(1) Eの主張の根拠は、売買契約に基づく所有権移転登記請求権であり、以
4
下の請求原因事実により根拠付けることができる。

5
ア AはEに対して、平成24年2月10日、甲土地を代金450万円で
6
売った(以下「本件売買契約」という)。

7
イ Aは、アの際、Cのためにすることを示した(顕名)。

8
ウ AはCの父親であり、法定代理権を有する(824条)。

9
エ Cは、平成24年3月5日に死亡した。

10
オ AはCの父親、DはCの妻である。

11
(2) 請求の当否

12
ア Aに法定代理権があっても、利益相反行為(826条)であれば、本
13
件売買契約締結について代理権はない。しかし、利益相反行為に該当す
14
るか否かは、取引の安全という理由により、代理人の主観ではなく、行
15
為自体を客観的外形的に考慮して判断すべきである。本件売買の効果は、
16
CとEに帰属しており、客観的外形的にみて、AC間に利益相反はない。

17
イ Aは、甲土地及び乙土地の売買代金をもって、自己の借金の弁済に充
18
てようとしており、親権者に子を代理する権限を授与した法の趣旨に著
19
しく反すると認められるのであるから、代理権を濫用したものである。

20
そして、代理権濫用につき、相手方に悪意又は過失がある場合は、民法

21
93条但書を類推適用して、本人に効果が帰属しないと解する。Eは、A

22
に多額の借金があり、乙土地についての濫用は知っていたわけであるか

23
ら、乙土地と同じ時期に売買した甲土地についても、代理権濫用につき、

民事系・第1問 [民法] 川崎作成解答例

1	知り又は知り得たといえる。よって、93条但書類推適用により、本件
2	売買契約の効果は、Cに帰属しない。
3	ウ イは、効果が帰属しないという効果は、無権代理と同じなので、追認、
4	追認拒絶につき、無権代理と同様に解する。
5	エ Cは18歳であり、未成年であるから(4条)、追認はできず、追認拒
6	絶もできない(124条2項)。しかし、平成24年3月1日、Aの同
7	意を得て、Dと婚姻したのであるから、成年擬制(753条)により、
8	追認権、追認拒絶権を有することになる。
9	オ Cは、平成24年3月5日に死亡した。法定相続人及び法定相続分は、
10	A(3分の1)、D(3分の2)(889条、899条、900条2号)
11	であり、ウで発生した追認権、追認拒絶権も、その割合で包括承継した。
12	カ 相続人がAだけであれば、Aは、無権代理人として、本件売買契約を
13	締結したのであるから、本人の資格において、追認拒絶することは信義
14	則に反して許されない。
15	キ しかし、追認権、追認拒絶権は、オのとおり、ADが包括承継したの
16	である。契約上の地位は、複数人に帰属しても1つであり、分割される
17	ことはなく、性質上相続人全員に不可分的に帰属したのであるから、共
18	同相続人全員が共同して行使しない限り、無権代理行為の効果が帰属す
19	るものではないところ、Dは追認拒絶をしている。カ理由により、A
20	(3分の1)のみ効果が帰属するものではない。
21	ク よって、請求は不当である。
22	2 小問(2)について
23	(1) DのFに対する請求の根拠及び内容(乙土地、丙建物に関するもの)

民事系・第1問 [民法] 川崎作成解答例

1	請求の根拠は、共有持分権に基づく返還請求権としての土地明渡請求権
2	(252条但書の保存行為による)であり、以下の請求原因事実により根
3	拠付けることができる。
4	ア Cは乙土地を所有していた。
5	イ Cは、平成24年3月5日に死亡した。法定相続人及び法定相続分は、
6	A(3分の1)、D(3分の2)(889条、899条、900条2号)
7	である。
8	ウ Fは、乙土地上に丙建物を所有して、乙土地を占有している。
9	(2) 請求の当否
10	ア 小問(1)で述べた理由により、Eは、乙土地について無権利者であ
11	り、FがEの登記を信頼して乙土地を取得したとしても、登記に公信力
12	がないのであるから、原則、Fは保護されない。
13	イ 94条2項類推適用を考えても、外形作出に対する帰責事由は、Cには
14	ない。外形を作出したのは、Aだからである。しかも、Dは、弁護士の調
15	査で分かったというのだから、外形を放置していたわけでもない。
16	ウ よって、DはFに対し、建物収去土地明渡し請求をすることができる。
17	第2 設問2について
18	1 小問(1)について
19	(1) Mの請求の根拠及び内容
20	請求の根拠は、HのEに対する消費貸借契約に基づく貸金返還請求権、
21	利息契約に基づく利息請求権、履行遅滞に基づく損害賠償請求権であり、
22	以下の請求原因事実により根拠付けることができる。
23	ア HはEに対して、平成26年4月1日、500万円を次の約定で貸し

1	付けた（以下「本件消費貸借契約」という）。
2	弁済期 平成27年3月31日
3	利息 年15%
4	損害金 年21.9%
5	イ HはMに対して，平成26年8月1日，上記貸金債権を代金400万
6	円で売った（以下「本件債権譲渡」という）。
7	ウ 平成27年3月31日は経過した。
8	(2) 請求の当否
9	ア Eは貸金を賭博に使用する目的であることを告げて，500万円を借
10	り入れたのであるから，動機に不法があり，貸主Hも，違法な動機を知
11	っているのであるから，公序良俗違反を根拠として（90条），本件消
12	費貸借契約は無効である。
13	イ 本件債権譲渡につき，Eは異議をとどめずに承諾した。468条1項
14	により，アによる無効を，譲受人に対抗できると解するならば，再抗弁
15	となるが，再抗弁としては主張自体失当と解すべきである。債権債務は，
16	賭博の負け金債務そのものではないが，賭博債権を満足させることを禁
17	止することは法の強い要請であり，その要請が適用される場面である点
18	には変わりなく，債権譲受人の利益保護の要請を上回るからである。
19	ウ よって，請求は不当である。
20	2 小問（2）について
21	(1) MのEに対する請求の根拠及び内容
22	Mの請求の根拠は，HのEに対する不当利得返還請求権（703条）
23	をMが譲り受けたことによるものであり，以下のとおり，根拠付けるこ

1	
2	とができる。
3	ア 本件消費貸借契約は、小問(1)で述べたように、無効であるから、
4	HはEに対して500万円の不当利得返還請求権(703条)を有す
5	る。経済的には、本件消費貸借契約に基づく貸金返還請求権が、無効
6	であることにより、不当利得返還請求権に法的性質を変えたものであ
7	ると評価することができる。
8	イ 本件債権譲渡は本件消費貸借契約に基づく貸金返還請求権を譲渡
9	るものであるが、MはHに対して400万円の代金を支払っているの
10	であるから、MHの合理的な意思としては、アのような評価ができる
11	不当利得返還請求権も譲渡するものであると解釈することができる。
12	ウ Eは悪意であり、契約に基づく債権ではないので、704条に基づ
13	き、年5分の割合による損害金を請求でき(412条3項により請
14	求後のもの)、これが、HからMに移転するが、利息契約に基づく利
15	息請求権は発生しない。
16	(2) 請求の当否
17	ア (1)アの利得は、公序良俗違反がある本件消費貸借契約、すなわ
18	ち、不法な原因のために給付されたものであるから、708条に基づ
19	き、HがEに対して返還請求することはできないという抗弁が成り立
20	ち、その抗弁が、債権譲渡があっても、Mに対しても主張できると主
21	張する(小問(1)で述べたように、異議なき承諾は認められない)。
22	イ 貸金を賭博に使用する目的で借り入れたのであるから、不法な原因
23	は、受益者Eにある。実際に賭博をしたのはEであるとはいっても、
	Hは、賭博目的であることを知って融資したのであるから、Hの不法

1	性はEの不法性に比べて極めて微弱なものとははいえない。よって、
2	アの抗弁を覆すことができない。
3	ウ よって、Mの500万円及び請求後年5分の割合に基づく損害金の
4	請求は不当である。
5	3 小問(3)について
6	(1) Lの請求の根拠
7	請求の根拠は、459条に基づく求償債権であり、以下の請求原因事
8	実により基礎付けることができる。
9	ア KはEに対して、平成26年4月15日、500万円を次の約定で
10	貸付けた(以下「本件契約」という)。
11	弁済期 平成27年5月30日
12	利息 年15%
13	損害金 年21.9%
14	イ Eの委託に基づき、LはKとの間で、平成26年4月15日、上記
15	貸金債権を連帯保証するとの合意をし、その旨の契約書が作成された。
16	ウ 平成27年5月30日は経過した。
17	エ LはKに対して、平成27年6月29日、584万円(元本、利息、
18	遅延損害金の合計)を弁済した。
19	(2) 請求の当否
20	ア 金銭消費貸借契約は、要物契約であり(587条)、本件契約では、
21	金銭の交付がない以上、金銭消費貸借契約は成立せず、(1)アの要件
22	がないので、(1)の求償権は成立しないという反論がありうる。
23	イ LはKから履行の請求を受けていることを、Eに対して通知したう

民事系・第1問 [民法] 川崎作成解答例

1	
2	えで、EのKに対する債務は支払っていないとの発言に基づいて、(1)
3	エのとおり弁済をした。KがEに500万円を交付していないにもか
4	かわらず、Lから500万円を受領したという不合理な結果のリスク
5	については、Eが負担すべきであり、アの結論は採用することができ
6	ない。
7	ウ　そこで、かかる結論を導くための法律構成を検討する。463条、
8	443条は、通知を怠った者の求償を制限しようとする規定であるが、
9	「対抗することができる事由」の中に、金銭未受領による消費貸借契
10	約の不成立も含むと解する。そして、その規定の趣旨は、過失ある求
11	償者より過失のない被求償者の利益を保護することにある。本件は、
12	連帯保証人Lの問い合わせに対して、債務者Eが誤った事実を伝えて
13	おり、単に通知を怠った場合より帰責性が強い。Eは、過失のある被
14	求償者であり、過失のない求償者であるKに対して、463条、44
15	3条の趣旨が、より強い理由で及ぼされるべきである。よって、46
16	3条、443条の類推適用に基づき、Eは、アの反論につき、連帯保
17	証人Lに主張することができない。
18	エ　従って、584万円の請求は妥当である。
19	
20	
21	
22	
23	

以上